

「骨太方針2005」における住民本位の地方税財政確立に関する意見書

「三位一体改革」が最終年度を迎えようとしている中、経済財政諮問会議では、民間委員が17年度の課題として、「『三位一体改革』の仕上げ」「歳出歳入の一体改革」「地方債の協議制移行」の3点を挙げ、地方交付税の財源保障機能の縮小、プライマリーバランスの回復を強く主張し、谷垣財務大臣も、「地方交付税の財源保障機能見直し、縮小に関する議論を大きく進める必要がある」として、中期地方財政ビジョンについては、「今後の財源保障機能の縮小・廃止といった目標を含んだビジョンをつくっていくべき」と主張するなど、財界の民間委員と財務省による「地方交付税の削減」が強く主張された。

しかも、地方財政計画の財源保障の縮小による地方交付税の削減が、「公務員給与の見直し」や「地方公務員の総額人件費の削減」とセットで進められるという特徴を持っており、総務省が3月末に通知した「新地方行革指針」はそのことを示している。

経済財政諮問会議の民間委員や財務省の思惑どおり事態が進むならば、「地方分権」とは無縁の地方自治体がつくられ、暮らしや地域が破壊される懸念があり、それを回避するためには、2006年度について、地方自治体が必要と考える一般財源が確保されると同時に、それ以降の「中期地方財政ビジョン」においても、地方交付税の財源保障機能が守られなければならない。

よって、国においては、「骨太方針2005」における住民本位の地方税財政改革の確立を図るため、以下の事項を実現するよう、強く要請するものである。

記

- 1 地方交付税を財源保障機能と財源調整機能をあわせ持つものとして堅持し、地方財政を拡充すること。
- 2 2006年度の一般財源を維持するためには、地方財政計画において、公共事業（投資・単独）の削減と同時に、ハードからソフトへ移行している地方自治体の実情を踏まえて一般行政費を同額充実させる乖離是正を同時に行い、地方交付税の財源保障機能を確保すること。
- 3 法定税率を引き上げて、地方交付税の総額確保を図ること。
- 4 2007年度以降の「中期地方財政ビジョン」で地方の財源を保障する地方交付税を確保すること。
- 5 3兆円の税源移譲を確実に実施すること。また、その際、低所得者の増税にならないようにすること。
- 6 地方分権の理念に沿った国庫補助負担金改革を実施すること。また、その際、生活保護負担金など単なる補助率の削減をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年7月25日

秋田市議会

内閣總理大臣	小	泉	純一郎	様
総務大臣	麻	生	太郎	様
財務大臣	谷	垣	禎一	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様